

## 第18回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月27日(月) 午後3時00分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 報告第 45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 日程第 4 報告第 46号 農地法第18条の規定による報告について
  - 日程第 5 議案第 57号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第 6 議案第 58号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第 7 議案第 59号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
  - 日程第 8 議案第 60号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長

今年最後の総会になりますが、あいにくの吹雪の天気ということで、一昨日から寒波が来て、大変な1日となりましたが、今日は最後の総会、そして忘年会ということで、今後の予定を組んでおりますので、よろしくお願いいたします。

12月9日に行われました研修会並びに農業者と農業委員との語る会は大変ご苦労様でした。その後の懇親会も盛り上がりまして、今年1番の盛り上がりで大変良かったと、農業者との切実な意見等々が聞かれましたし、これからの委員会活動に向けて、調整をしていく上で貴重な意見が聞けたと思うところであります。今日のはちに推進委員も来られますので、併せて色んな話をしようと思っておりますが、コロナ禍ということで、1年間、全員が集合して活動することがほとんどできなかったことが、残念なことでありましたが、新型オミクロン株と懸念させていますが、現在のところ、山形県では感染者がいなく、安心してるところであります。年末年始、年を越した後に、どうなっているのか心配ですが、出来れば終息して、普段の農業委員会の活動に戻れたら良いと思った1年で、今年の締めくくりとなります。

それでは、ただいまより第18回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、8番二瓶幸浩委員、9番高橋泰美委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第45号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告いたします。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	手ノ子字川口 1313-5 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 3 筆で 1,681 m <sup>2</sup>	

1番の案件は相続によるものであり、あっせん等の希望はありますので、あっせん委員会を開催し、農地の誘導を進めて行きたいと思っております。以上、報告致します。

議 長

報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第4報告第46号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局

下記のとおり農地貸借につき合意による通知があったので報告いたします。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字北石田 4657-1	
	地目地積	田 1 筆で 808 m <sup>2</sup>	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字上椿 3664-1	
	地目地積	田 1 筆で 708 m <sup>2</sup>	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字谷地田 3894-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 16,650 m <sup>2</sup>	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字原尻 763-23	
	地目地積	田 1 筆で 1,892 m <sup>2</sup>	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字上椿 3662-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,287 m <sup>2</sup>	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字高田 3934 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 12,453 m <sup>2</sup>	

以上、報告致します。

議 長 これも報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 議案第 5 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字酒町 3387	
	地目地積	田 1 筆で 1,202 m <sup>2</sup>	

2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字南館 3306 はじめ 12 筆	
	地目地積	田 8 筆畑 4 筆で 21,778 m <sup>2</sup>	
3 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 538-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 6 筆畑 3 筆で 28,342 m <sup>2</sup>	

以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇番〇〇委員

〇〇委員 　　1 番の案件の〇〇さんから〇〇さんに貸し付ける案件については、今までやっていた人が、体の具合を悪くして辞めたということで、ちょうど〇〇さんの隣の田んぼということで、一生懸命やっている方ですので、問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 　　2 番の案件ですが、ただいま事務局から説明があったとおり、年金に伴うものであります。更新でありまして、今まで何ら問題なかったもので、これからも問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 　　3 番の案件ですが、〇〇さん、〇〇さんは親子間の貸借で更新であります。〇〇さんは、今まで問題なく耕作しておりますので、これからも問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第 6 議案第

58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請について説明致します。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字平田 4072-1	
	地目地積	田 1筆で 1,824 m <sup>2</sup> の内 225 m <sup>2</sup>	

申請地は、飯豊町役場から北北西に約2km、平田沢ため池の近くにある農地でございます。詳細な場所については案内図でご確認ください。

申請地については10ha以上の集団農地の広がりのある農地に接続する第1種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、ため池整備工事に伴う現場事務所等を設置するための農地の一時利用でございます。詳細は、現場事務所1棟18.17m<sup>2</sup>、仮設トイレ1棟2.71m<sup>2</sup>、物置2m<sup>2</sup>、駐車スペース2台25m<sup>2</sup>、その他通路など含めまして225m<sup>2</sup>となっております。工事着手は、許可後で、工事完了は令和4年3月25日であり原状復帰を含め令和4年3月31日まで利用をします。

補足説明を行います。事業費は土地造成費36万円、その他5万3千円含めまして合計41万3千円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。その他、月1万円の土地の賃借料が発生します。取水はしない。汚水、生活雑排水については該当なし。雨水は地下浸透であります。土地改良区との関係性ですが、地区外であり白川土地改良区に確認をしております。続いて、被害防除計画について説明いたします。0.3mの盛土造成、近傍農地への日照等の影響はなし、農業用排水施設等に及ぼす影響の無いよう対応をします。以上の内容について、12月15日に地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。許可の基準ですが、一時転用の場合、農地復元計画があり、その後農地へ確実に戻すことが認められる場合は許可ができるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇番〇〇委員

〇〇委員

ため池の改修現場事務所の用地として確認してまいりました。山間の農地の一角で、近くに民家がなく、特に問題のない場所と判断してきました。以上であります。

議長

これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問

意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第7議案第59号「農地法第5条の規定による事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第5条の規定による事業計画変更申請がありましたので、説明致します。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字才頭林 3324-149	
	地目地積	畑1筆で162㎡	

この事業につきましては、令和3年7月13日付け指令置総農振63号で県知事の許可を得たものでありますが、近隣の手ノ子地区におきまして、基盤整備で暗渠工事が入るということで、引き続き、現場事務所として活用したいための事業計画変更申請がされたものでございます。事務所の撤去、農地の現状復帰を含めて、5月21日までの期間延長となります。その他、内容ですが工事現場事務所の配置等の変更はありません。関係資料を添付しておりますが変更はありません。以上の内容について、12月14日に地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。

許可の基準ですが、一時転用の場合、農地復元計画があり、その後農地へ確実に戻すことが認められる場合許可ができるとされております。なお、3年以内の期間であれば、一時的な利用に該当します。許可相当の場合、農業委員会の意見書を添付して県へ進達をいたします。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいませようお願い致します。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇番〇〇委員

〇〇委員 ただいま説明がありましたように、4月13日からの現場事務所ということで、また新しい仕事が入ったことでもあります。現場はそのままでありまして、何も問題ありませんでしたので、大丈夫なもの確認してきたところでもありますので、よろしくご審議お願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成

する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第8議案第60号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画について説明いたします。所有権移転2件、利用権設定7件、合計9件であります。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田 3894-1 はじめ 6筆	
	地目地積	田 6筆で 17,405 m <sup>2</sup>	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字高田 3934	
	地目地積	田 1筆で 3,187 m <sup>2</sup>	
3番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字東山 4811 はじめ 3筆	
	地目地積	田 3筆で 6,066 m <sup>2</sup>	
4番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3518 はじめ 3筆	
	地目地積	田 3筆で 6,207 m <sup>2</sup>	
5番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇山玉原 2338 はじめ 10筆	
	地目地積	田 10筆で 22,969 m <sup>2</sup>	
6番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字遠藤屋敷 4356 はじめ 2筆	
	地目地積	田 2筆で 772 m <sup>2</sup>	
7番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	萩生字萩曾根 3601-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 14,525 m <sup>2</sup>	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字清水 3531-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,077 m <sup>2</sup>	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字清水 3632-1	
	地目地積	田 1 筆で 3,050 m <sup>2</sup>	

すべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇番〇〇委員

〇〇委員 　　1 番の案件ですが、〇〇さんは手広くやっておられまして、田んぼを見ると綺麗に作っておられるということで、特に問題ございません。続いて、5 番の案件ですが、〇〇さんが〇〇さんに更新ということです。〇〇さんはきちっとやられているので、特に問題ないと判断します。続いて、6 番の案件ですが、〇〇さんは牛を飼いながらやっておられるということで、きちっとやっておられます。7 番の案件も同じですので、よろしくご審議お願いします。

議長 　　他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 　　2 番の案件ですが、〇〇さんと、〇〇さんの契約でございますが、〇〇さんが近くの方に貸借で作って頂いたんですが、その近くの方が高齢で怪我をして作れなくなり、解約になりまして、その中の 1 枚が〇〇さんの続きの田んぼということで、〇〇さんも最近、田を増やししながら頑張っておられますので、そちらに買って頂くということであります。2 人から話を伺って参りまして、何ら問題ないと思われまので、よろしくご審議お願い申し上げます。

議長 　　他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 　　4 番の手ノ子の案件ですが、〇〇さん、支障なく作って頂くと思いますし、再設定ですので、よろしくご審議お願い申し上げます。



議 長 他にございませんか。○番○○委員

○○委員 3番の案件ですが、○○さん、○○さんですが、○○さんが高齢で農家を出来ないということで、長年、同じ地区である○○さんに、ほとんどの作業を委託して、何ら問題ないと思われまして、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。○番○○委員

○○委員 ○番、○番の案件ですが、萩生清水の○○んの農地であります、○○さん、○○さん、お2人がハウスで一生懸命、ミニトマトと、○○さんについては冬もハウスで作っておられます。再設定ということで、問題ないと思われまして、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第18回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午後3時40分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和3年12月27日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員(8番) \_\_\_\_\_

署名委員(9番) \_\_\_\_\_